

一般社団法人 日本精神科救急学会理事選出規定

(理事)

第1条 一般社団法人日本精神科救急学会（以下「この法人」という。）の理事は、代議員の中から選出される。

- 2 理事の数は、代議員数のおおよそ20%とする。
- 3 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

(理事の選出)

第2条 理事の選出は、代議員総会の下に作られた理事選出委員会（以下「理事選出委員会」という。）の管理のもとに行う。

(理事選出委員会)

第3条 理事選出委員会の委員長は、正会員及び名誉会員の中から代議員総会が選任する。

- 2 理事選出委員会委員は約5名とし、同委員会委員長が推薦し、代議員総会が承認し、決定する。
- 3 同委員会委員長ならびに委員の任期は、選任された日から、次期理事が代議員総会で報告された日までとする。

(代議員が決定したその日に、理事の選任が行われる必要がある)

(理事長、副理事長の選出)

第4条 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出される。

- 2 理事長は1名、副理事長は2名若しくは3名とする。
- 3 副理事長は、出身母体を考慮して、①総合病院・研究所及び大学、②公的病院、③私的病院のうち、理事長に選出された領域以外の2領域を含むものから選出する。

(理事の決定)

第5条 理事会は、理事選出委員会の管理のもと選出された理事について、理事会機能が適正に行われるために必要な場合、若干名の理事の追加、入替え等を調整することができる。

- 2 理事選出委員会委員長は、選出した理事長、副理事長、理事を代議員総会の議決を得て決定する。
- 3 理事長は、前号の議決の結果を会員報告会に報告する。

(改正)

第6条 本規定は、理事会ならびに代議員総会の決議により、改正することができる。

(付則)

本規定は、平成30年4月2日より施行とする。